



第 10 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

(2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで)

事業報告

業務の適正を確保するための体制 .. 1

計算書類

株主資本等変動計算書 4

個別注記表 5

ライフネット生命保険株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

業務の適正を確保するための体制

当社は、業務執行体制の強化を図るため、本部制を導入することから、2015年11月12日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議しました。改定後の内容は、以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
- ・当社は、コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。
- ・当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーには取締役を充てることできる。
- ・当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
- ・当社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握およびコンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。
- ・当社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。
- ・当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。
- ・当社は、当社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令および当社の規程等に従い適切に保存および管理を行う。

(3) 反社会的勢力への対応に関する体制

- ・当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、人事総務部を対応部署とし、警察等関係機関とも連携して、断固たる姿勢で臨む。

(4) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当初の事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部門を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

(5) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役および執行役員の職務分掌を定め、各取締役および執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役および執行役員に委譲している。各取締役および執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。
- ・経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、年間、四半期および月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制

- ・ 監査役の監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員（以下「補助社員」という）を、監査役の求めに応じて、必要数配置する。
- ・ 補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務（以下「補助業務」という）については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価および懲戒等については監査役の意見を尊重する。
- ・ 監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換する場を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。

(7) 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役、保険計理人および社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 当社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役会長および代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役職務の執行に協力する。

(11) 基本方針の改廃に関する事項

- ・ この基本方針の改廃は、経営企画部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコンプライアンス体制については、当事業年度は、コンプライアンス委員会を定期的に4回開催し、同委員会にて法令遵守における内部管理体制を確認するとともに、役員及び社員に対して、テーマ別や階層別研修を通して、法令及び社内ルール等に対する意識浸透を図っております。また、改善が必要な課題や問題点が発生した場合には、関係者のヒアリングなどの調査を実施した上で、発生原因の検討及び再発防止策の提案を行い、加えて再発防止策のフォローアップを行うといった一連の体制を整えております。さらに、内部通報制度においては、内部通報規則を策定し、外部の専門家を通報窓口として定め、外部の専門家と進捗状況の連携を図るとともに、対応の結果はコンプライアンス委員会及び取締役会で報告しております。内部監査においては、内部監査に関する基本方針に則り、取締役会の承認を受けた実施計画に基づいて、業務監査等を実施しております。

リスク管理体制については、リスク管理に関する基本方針を定め、管理すべきリスクを定義した上で、統合的リスク管理規程に基づき、責任者及び主管部門を定めるとともに、必要に応じて規程の改定を実施しております。また、リスク管理委員会に関する内規に則り、当事業年

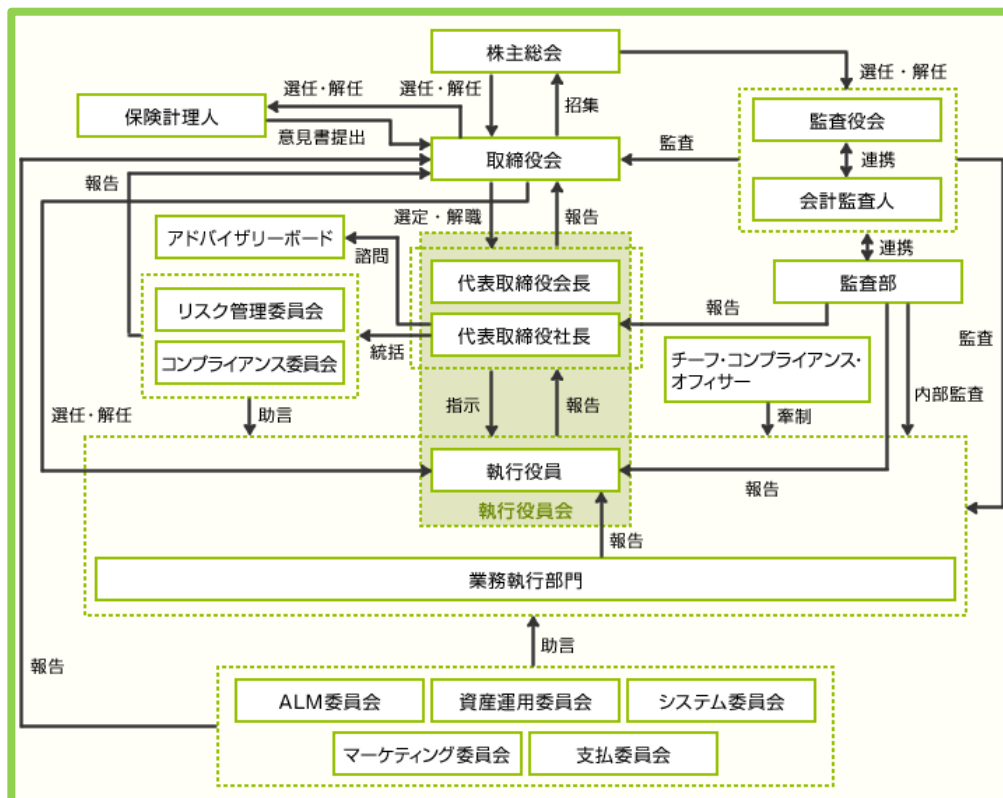
度は、リスク管理委員会を定期的に4回開催し、その概要を取締役に報告しております。

取締役及び執行役員による効率的な職務執行体制については、それぞれの責任と権限を取締役会規則及び職務権限規程で明確化し、取締役会によって選任された執行役員は、原則として週1回開催する執行役員会において業務執行に関する報告を受け、協議を行っております。また、中期計画を策定することで経営目標を明確化するとともに、定期的に予算の進捗管理の分析を行い、必要に応じて関連部署にフィードバックを実施し、改善を図っております。

監査役による監査体制については、監査役会規則に則り監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令のもと、監査役の職務を補助する体制を整えております。また、監査役は代表取締役及び会計監査人それぞれと定期的な協議及び意見交換を行うとともに、内部監査部門とも緊密に連携しております。当事業年度は、内部監査結果に関して、定期的に4回の意見交換を行いました。さらに、監査役の求めに応じて、「経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等に関する報告」、「職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した際の報告」を、取締役及び社員が適宜監査役に対して行うための体制を整えるとともに、報告した取締役及び社員が不利益な取扱いを受けないことを法令等遵守に関する基本方針及び監査役会規則において、明示的に定めております。

3. コーポレート・ガバナンス体制図（2016年3月31日現在）

当社は、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なガバナンス機能を目指して、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）の選定、複数の社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーの設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。また、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しておりますが、情報開示の充実を図るため、コーポレートガバナンス・コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則への対応状況をコーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。



株主資本等変動計算書

〔 2015年4月1日から
2016年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	10,500	10,500	10,500	△8,798	△8,798	12,202	265	265	19	12,487
当期変動額										
新株の発行	1,520	1,520	1,520			3,040				3,040
当期純損失(△)				△429	△429	△429				△429
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							325	325	—	325
当期変動額合計	1,520	1,520	1,520	△429	△429	2,610	325	325	—	2,936
当期末残高	12,020	12,020	12,020	△9,227	△9,227	14,813	591	591	19	15,423

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

(1)満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

その他の有形固定資産 5～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりません。

(2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

(3) 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の 5 事業年度の間（2009 年 3 月期から 2013 年 3 月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しております。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後 10 年（2018 年 3 月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：2 年）

2009 年 3 月期分	121 百万円
2010 年 3 月期分	148 百万円
2011 年 3 月期分	348 百万円
2012 年 3 月期分	601 百万円
2013 年 3 月期分	900 百万円

(未適用の会計基準等に関する事項)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を 5 つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に関する会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(2)適用予定日

2016年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、272百万円であります。
2. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は34百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は97百万円であります。
3. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、109百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券35百万円であります。
2. 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は27百万円であります。
また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は8百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（注）	42,175,000	8,000,000	—	50,175,000
合計	42,175,000	8,000,000	—	50,175,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,000,000株は、新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であり、その目的となる株式数は当事業年度末において2,046,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,728
減価償却超過額	95
保険契約準備金	100
資産除去債務	8
その他	53
繰延税金資産小計	2,986
評価性引当額	△2,558
繰延税金資産合計	428
繰延税金負債との相殺	△428
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
保険業法第 113 条繰延資産	△598
その他有価証券評価差額金	△229
その他	△1
繰延税金負債合計	△829
繰延税金資産との相殺	428
繰延税金負債 (△) の純額	△401

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)が 2016 年 3 月 29 日に国会で成立し、2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 28.85%から 2016 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び 2017 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 28.24%に、2018 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 28.00%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 9 百万円減少し、法人税等調整額が 3 百万円減少、その他有価証券評価差額金が 6 百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が 2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 60 相当額に、2017 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 55 相当額に、2018 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金負債の金額は 8 百万円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金(責任準備金の一部)として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務(保険の販売・引受・維持管理等)と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、不動産等への投資を行わず、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式、韓国の教保生命保険株式会社と合併で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として預金、円建て債券、外貨建て債券、株式であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、①(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会(リスク管理全般を所管)を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

①市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM(Asset Liability Management:資産負債の総合管理)の考え方に基づき資産運用を行います。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性的商品を中心に扱っているため、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。こ

のため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、金銭の信託を通じ、外貨建て債券へ投資している他、教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しており、これらの為替リスクを負っています。取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、これらの保有については投資上限を設定しており、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、リスク管理委員会へ報告しております。なお、バリュー・アット・リスク等のリスク・リミットには為替リスクも1つの要因として含めており、総合的な資産運用リスクの管理を行っています。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 2016年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	734	734	—
(2) 買入金銭債権	1,999	1,999	△0
(3) 金銭の信託	1,035	1,035	—
(4) 有価証券	22,263	24,055	1,791
満期保有目的の債券	10,268	12,060	1,791
その他有価証券	11,994	11,994	—
(5) その他資産 未収金	680	680	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権の時価は、2016年3月末日の取引金融機関から入手した価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2016年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(3) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

(4) 有価証券

有価証券の時価は、2016年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(4) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

(5) その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。

外国証券の当事業年度における貸借対照表計上額は、804百万円であります。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	734	—	—	—
買入金銭債権	2,000	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	300	2,100	—	7,700
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,400	4,570	1,800	3,200
その他資産 未収金	680	—	—	—
合計	5,114	6,670	1,800	10,900

(3) 金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	1,035	1,035	—	—	—

(4) 有価証券に関する事項

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債			
	国債	7,852	9,389	1,536
	地方債	900	1,108	208
	社債	1,515	1,562	46
	その他	999	999	0
	小計	11,268	13,060	1,791
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	999	999	△0
	小計	999	999	△0
合計		12,268	14,060	1,791

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

- ② その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、その他有価証券の当事業年度中の売却額は 810 百万円であり、売却益の合計額は 35 百万円であります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	2,249	1,929	320
	地方債	621	521	99
	社債	7,699	7,446	252
	株式	211	100	110
	小計	10,781	9,998	783
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,213	1,215	△2
	株式	—	—	—
	小計	1,213	1,215	△2
合計		11,994	11,214	780

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額は、307 円 2 銭であります。

1 株当たり当期純損失金額は、8 円 75 銭であります。

(ストック・オプションに関する注記)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 1,000,000 株	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株
付与日	2007年12月27日	2010年1月25日	2012年1月27日
権利確定条件	定め無し	付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい ることを要する。	付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい ることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し
権利行使期間	2009年12月27日から 2017年12月21日まで	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2016年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	654,000	320,000	138,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	24,000	12,000
未行使残	654,000	296,000	126,000

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

②単価情報

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格(円)	400	600	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

43百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一百万円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。